

経済産業大臣 武 藤 容 治 殿

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

(仮称) 四浦半島風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する
環境保全の見地からの意見について

令和6年8月2日付けで電源開発株式会社から送付のあった環境影響評価準備書に係る環境影響評価法(平成9年法律第81号)第20条第1項の規定による意見について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の13第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

1 総括的事項

(仮称) 四浦半島風力発電事業(以下「本事業」という。)は、佐伯市及び津久見市の行政界となる四浦半島に連なる山地の尾根部の津井峠から深良津地区付近を対象事業実施区域として、最大8基の風車による最大出力34,400kWの風力発電所を設置するものである。

四浦半島は日豊海岸国定公園と豊後水道県立自然公園に指定されており、関係両市にとって重要な景観資源となっている。

また、対象事業実施区域の周辺の沿岸部には複数の住居等が存在しており、騒音、超低周波音及び景観等の環境面や豪雨時の土砂流出等の災害面を懸念する意見が関係市長から寄せられている。特に景観については、四浦半島を含む日豊海岸地区の海岸景観及び背景となる山並み景観に対し多大な影響を与えるおそれがあるとともに、観光への影響が憂慮される。

事業者は環境影響評価準備書において、風力発電施設の基数を最大15基から8基まで削減する事業計画の見直しを行うなど、方法書段階から各環境要素に係る環境影響について、回避・低減を図るとともに、本事業の実施を懸念等する地域住民及び関係両市に対して誠実に対応しているものの、依然として本事業の実施を懸念する声が寄せられている。

そのため、環境影響評価準備書に記載の環境保全措置の確実な実施はもとより、他の環境影響の回避・低減策についても検討を続け、引き続き地域住民及び関係両市の意見に常に耳を傾け、誠実に対応することで、本事業の実施に対する理解を得るよう努めるとともに、地域との共生を目指し、適切に事業を実施していくことが望まれる。

以上から、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を得る

などしながら、各環境要素に係る環境影響について、科学的知見に基づいて適切に予測及び評価を実施するとともに、評価の結果、重大な環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業計画の見直しを行うこと。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 施設の稼働に伴う将来の騒音の予測において、一部の予測地点で指針値を上回る結果となっているため、指針値を満足するための設置位置の見直しや稼働制限などを検討するとともに、風車機種を選定にあたっては、可能な限り低騒音型の機種を選定すること。

また、施設の稼働に伴う騒音は風速の影響を大きく受ける可能性があることから、騒音と風速の相関が見られた場合は、風速に応じた騒音対策の実施を検討すること。

イ 騒音に関する事後調査について、騒音による影響の程度は住民により感じ方が異なること、現況が静穏な地域であること等を踏まえ、結果を地域住民に適切に提供するとともに、指針値の超過に関わらず可能な限り地元への聞き取りを行い、実態を把握するよう努めること。

(2) 水環境

ア 対象事業実施区域周辺には、地域住民が利用する水道施設の水源が複数存在することから、水の濁りの影響を低減するため、改変面積の最小化及び必要最小限の樹木伐採等適切に対応するとともに、必要に応じて汚濁防止膜を設置する等の環境保全措置を講じること。

また、水道水源への影響は地域住民の懸念する事項であることから、代表的な地点における施設稼働後の環境監視の実施を検討すること。

イ 本事業の実施による尾根部の改変に伴い、地表水の流向変化による周辺の小規模河川や水たまり等への流量変化により、これらに生息する生物等への影響が懸念される。

そのため、工事中及び施設稼働後においても周辺河川等の状況等の把握に努めるとともに、必要に応じて環境保全措置を講じること。

(3) 風車の影

風車の影による影響について、指針値を超過する住宅が存在するため、事後調査の実施にあたっては、生活環境への影響だけでなく、農作物への影響など、広く実態を把握するよう努めるとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。

(4) 動物・植物・生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の飛翔が確認されているだけでなく、渡りの経路になっていることから、バットストライク・バードストライクに関する事後調査にあたっては、調査員による調査時以外の衝突個体の発生に対応できるよう、センサーカメラ等を設置するなど、踏査以外の補足調査についても検討すること。

また、渡り鳥の応答に関する事後調査については、サシバだけではなく、他の希少猛禽

類についても調査対象とすることを検討すること。

なお、事後調査の結果、環境影響の程度が大きいことが明らかになった場合は、専門家等の助言や最新の知見等を踏まえ、更なる環境保全措置を講じること。

イ タワヤモリとニホンヤモリは交雑することが知られており、本事業の実施によりタワヤモリの生息域にニホンヤモリが侵入することで、タワヤモリの遺伝的侵食及び当該地域における絶滅が懸念される。

そのため、ニホンヤモリ等の確認位置を図示し、本事業実施前のタワヤモリとニホンヤモリ等の生息場所を詳細に示しておくこと。また、本事業の実施による工事車両等の移動により、ニホンヤモリの生息域の拡大を助長することがないように、適切な配慮を実施すること。

ウ 道路脇等に生息する重要な植物について、生育箇所の直接改変がない場合であっても、工事車両等の往来による風圧・踏圧の影響が考えられるため、防護柵等の設置を検討するとともに、工事関係者への注意喚起等を行い、生育環境の保全に努めること。

エ 造成により生じた裸地部等の緑化等を行う場合は、原則外来種を用いないこと。なお、緑化に用いる種子や樹種については可能な限り現地に生育する種を用いるなど、十分に検討したうえで実施すること。

(5) 景観

対象事業実施区域がある四浦半島は、国定公園と大分県立自然公園に指定され、美しい海、海岸、自然豊かな山々など、多くの素晴らしい景観資源を有する地域である。

また、「大分県広域景観保全・形成指針」では、一体的な景観の保全・形成を図る日豊海岸エリアに設定し、さらに、佐伯市においても、佐伯市景観計画で景観形成重点地区（日豊海岸地区）に定められていることから、景観上、極めて重要な地域として位置づけられている。

21世紀に伝えたい「大分の風景」にも選ばれた豊後二見ヶ浦の背景にもなっている四浦半島は重要な景観資源であり、佐伯市からも反対の意思が示されていることから、事業を遂行する場合は、準備書に示されている予測結果等を鑑み、風力発電機の設置が景観に与える影響を可能な限り低減するよう、十分配慮すること。

(6) 人と自然との触れ合い活動の場

河津桜の開花時期など、周辺道路の交通量増加が見込まれる場合は、工事関係車両台数を低減する等、必要に応じて工事計画を調整し、来訪者の安全確保及びアクセスへの影響を低減すること。

(7) 廃棄物等

ア 工事の実施に伴う廃棄物及び残土について、その発生の抑制及び再利用等に努めるとともに、廃棄物を保管する場合は、保管基準を遵守し、伐採木の流出による雨水の堰き止め等の生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。

また、残土の場内処理にあたっては、仮置き時を含め、たい積による水質の汚濁及び盛土等の崩壊による災害が発生しないよう、適切な措置を講じること。

イ 発電事業終了後の発電設備の廃棄については、廃棄等費用積立ガイドライン（資源エネルギー庁）に基づき、計画的な積立て等により廃棄等費用を適切に確保し、適正な処理を行うこと。

（８）文化財

対象事業実施区域に埋蔵文化財包蔵地「大峯遺跡」が含まれているため、津久見市教育委員会等による確認調査の実施について協力するとともに、確認調査を実施した結果、本発掘調査が必要となった場合は、必要な対策を講じるなど可能な限り協力すること。

（９）その他

ア 環境影響評価図書や事後調査の結果、環境監視の結果等について、ホームページでの公開だけでなく、地域の住民に対して適宜説明を行うなど、積極的な情報開示に努めること。

イ 本事業の実施による騒音、低周波音、振動及び風車の影による生活環境並びに健康への影響、並びに土砂災害発生に対する不安は、地域住民の懸念するところであることから、これらの相談等に広く対応する体制を速やかに整備するとともに、これらに対して誠実に対応すること。